

## 平成 26 年第 2 回東浦町議会定例会議案等一覧表

### 1 議案等

区 分	件 数	
	平成 26 年第 2 回	平成 25 年第 2 回
1 条 例	1	4
(1) 制 定	0	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	1	4
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	2	1
(1) 一 般 会 計	1	1
(2) 特 別 会 計	1	0
(3) 企 業 会 計	0	0
3 その他の議案等	5 (5)	1 (6)
計	8 (5)	6 (6)

### 2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 26 年第 2 回	平成 25 年第 2 回
1 承 認	5	0
(1) 条 例	3	0
(2) 予 算	2	0
2 報 告	0 (1)	0 (1)
計	5 (1)	0 (1)

※ ( ) は開会日以降に配布予定

平成26年第2回東浦町議会定例会議案等概要  
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

人権擁護委員の推薦について

次の2名を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

(1) 中 村 建志郎 氏

氏 名 <sup>なか</sup> <sup>むら</sup> <sup>けんしろう</sup> 中 村 建志郎 (再任)

住 所 \* \* \* \* \*

生年月日 \* \* \* \* \*

(2) 鈴 木 了 三 氏

氏 名 <sup>すず</sup> <sup>き</sup> <sup>りょう</sup> <sup>ぞう</sup> 鈴 木 了 三 (新任・梶川達彦氏の後任)

住 所 \* \* \* \* \*

生年月日 \* \* \* \* \*

第2 専決承認

条 例

(1) 東浦町税条例の一部改正について

地方税法の一部改正 (公布:平成26年3月31日 施行:平成26年4月1日等) に伴い、法の施行の日に合わせて改正する必要がある条例の規定を整備する。

条例施行日:平成26年4月1日

次の施設等に係る固定資産税の課税標準の軽減割合を次のとおり定める (新条例附則第10条の2関係)。

- ア 汚水又は廃液の処理施設 . . . . . 3分の1
- イ 指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 . . . . . 2分の1
- ウ 特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 . . . . . 2分の1
- エ 洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備 . . . 3分の2
- オ 冷蔵機器及び冷凍機器 . . . . . 4分の3

(2) 東浦町都市計画税条例の一部改正について

地方税法の一部改正（公布：平成26年3月31日 施行：平成26年4月1日等）に伴い、法の施行の日に合わせて改正する必要がある条例の規定を整理する。

条例施行日：平成26年4月1日

- ・地方税法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項を整理する。

(3) 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部改正（公布：平成26年3月31日 施行：平成26年4月1日等）に伴い、政令の施行の日に合わせて改正する必要がある条例の規定を整理する。

条例施行日：平成26年4月1日

均等割額及び平等割額の軽減対象の拡大（新条例第21条関係）

・5割軽減

現在、2人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

（現 行）：33万円＋24.5万円×（被保険者数－世帯主）

（改正後）：33万円＋24.5万円× 被保険者数

・2割軽減

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

（現 行）：33万円＋35万円×被保険者数

（改正後）：33万円＋45万円×被保険者数

第3 議案：未処分利益剰余金の処分

平成25年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成25年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金290,049,902円のうち11,000,000円を建設改良積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。なお、残余は繰り越すものとする。

#### 第4 議案：条例

##### 一部改正

##### (1) 東浦町税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正（公布：平成26年3月31日 施行：平成26年4月1日等）に伴い、規定を整備する。

条例施行日：平成26年10月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日等

##### ア 法人住民税法人税割の税率の引下げ（新条例第33条の4関係）

12.3% → 9.7%

##### イ 軽自動車税の引上げ（新条例第75条関係）

軽自動車等に係るものを1.5倍等に引き上げる。

##### ウ 最初の車両番号の指定を受けたときから一定年を経過した環境負荷の大きい軽自動車は税率を重くする特例を規定する。（新条例附則第16条関係）

第5 議案：工事請負契約の締結

工事請負契約の締結について

工事名	三丁公園整備工事（25-6）
路線等の名称	三丁公園
工事場所	知多郡東浦町大字藤江字三丁地内始め
工事概要	工事面積 1.9ヘクタール 植栽工 1式 雨水排水設備工 306メートル 汚水排水設備工 12メートル 園路広場整備工 4,404平方メートル 管理施設整備工 24メートル 給水設備工 94メートル 電気設備工 1式
契約金額	50,760,000円
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 東浦土建株式会社 代表取締役 長坂勝之
契約の方法	一般競争入札（総合評価落札方式）

第6 議案：指定管理者の指定

指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）

指定管理者に管理を行わせる施設の名称	東浦町総合ボランティアセンター 東浦町大字緒川字屋敷武区61番地の1
指定管理者に指定する団体の名称	社会福祉法人東浦町社会福祉協議会 会長 神谷 英一 東浦町大字石浜字岐路23番地の1
指定の期間	平成26年7月1日から平成29年3月31日まで